

分離教育への固執

インクルーシブ教育の国際基準に合わない理由

奈良県自閉症協会

河村舟二

“general education system” は国際的には「通常教育制度（mainstream education）」を指し、特別支援教育とは区別される概念です。日本がこれを「教育制度一般」と訳し、特別支援学校まで含めてしまうのは、国際標準から見るとかなり特殊で、意図的な政策的判断と考えられます。

1. まず、国際的な “general education system” の正確な意味

国連・UNESCO・OECD などの国際文書では、general education system = mainstream education system です。つまり：通常学級・通常学校（mainstream schools）一般の子どもが通う教育制度。特別支援教育（special education）とは別体系という意味で使われます。

国際的な分類（UNESCO / OECD）

General education（一般教育）→ mainstream schools（通常学校）

Special education（特別支援教育）→ special schools / special classes（特別支援学校・特別支援学級）この区別は非常に明確です。

2. なぜ日本は「教育制度一般」と訳したのか？

日本の訳は「意図的」であり、政策的な立場を反映しています。日本の教育行政は、特別支援学校も「学校」であり、教育制度の一部であるという立場を強く持っています。そのため：“general education system” を「一般教育制度」と訳すと→ 特別支援学校が含まれないように見える。それを避けるために「教育制度一般」と訳し、→ 特別支援学校も含める解釈を可能にしたという構造になっています。つまり：国際標準：general education ≠ special education 日本の訳：general education（一般）= special education を含む「教育制度一般」このズレは、インクルーシブ教育の国際的議論で日本が批判される原因の一つでもあります。

3. なぜ日本は “general education” を広く訳したのか？

理由は大きく3つあります。

① 特別支援学校を「分離教育」と認めたくない

国連障害者権利委員会は、日本の特別支援学校制度を「分離教育（segregated education）」と評価しています。日本政府はこれに強く反論しており、特別支援学校も「一般の教育制度の一部」と主張したい。→ そのための訳語操作。

② 日本の教育法体系では「学校」はすべて同じ枠組み

学校教育法では：小学校 中学校 高校 特別支援学校はすべて「学校」として同じ枠組みに入る。→ 法体系に合わせた訳。

③ インクルーシブ教育の国際基準に合わせると制度改革が必要になる。もし “general education system” を国際標準どおりに訳すると：特別支援学校は「一般教育」ではない。日本政府の反論には明確な「意図」があり、誰が得をし、誰が関与しているかも構造的に説明できます。ただし、ここで扱うのは「政策分析」であり、特定の個人の陰謀や策略ではなく、制度・官僚組織・政治的利害の構造として説明します。

◆ **日本政府の反論の核心**：特別支援学校は“分離教育ではない”という主張

国連障害者権利委員会は日本に対し、「特別支援学校は分離教育であり、インクルーシブ教育の国際基準に反する」と勧告しています。これに対し日本政府は：特別支援学校も「一般教育制度の一部」であり、分離ではない（＝だから国連の批判は当たらない）と反論しています。この反論のために、“general education system”を「教育制度一般」と訳し、特別支援学校を含めるという解釈を採用しています。

◆ **この反論の「意図」**：なぜ日本はそこまでして特別支援学校を一般教育に含めたいのか？

① **国際的に「分離教育」と認定されると制度改革が必要になる**

国連基準に従うと：特別支援学校 → 分離教育 → 分離教育 → 段階的廃止が求められる。子どもは原則通常学級へ（合理的配慮で支援）つまり、日本の特別支援学校制度そのものが見直し対象になる。日本は特別支援学校に約 20 万人の児童生徒を抱え、教員・施設・予算・自治体の利害が巨大。→ 制度改革は政治的・財政的に非常に重い。→ だから「分離教育ではない」と主張する必要がある。

② **文部科学省の官僚組織が制度維持を望む**

文科省は長年、「特別支援学校＝日本独自の優れた制度」という立場を取ってきました。もし国連基準に合わせると：特別支援学校の縮小 通常学級への支援拡充 教員配置の大幅な再編 予算の再配分 省内の権限構造の変化が起きる。→ 官僚組織としては現行制度を守る方が合理的。

③ **自治体（教育委員会）が特別支援学校に依存している。**

自治体は特別支援学校を「受け皿」として使っている。通常学級で支援が足りない 教員の専門性が不足 学校現場の負担が大きい 保護者から「支援学校の方が安心」という声もある → 特別支援学校があることで自治体は運営が楽になる。国連基準に合わせると：・通常学級の支援体制を大幅に強化・教員研修の抜本改革・学校施設の改修・予算増額が必要。→ 自治体にとっても負担が大きい。

④ **特別支援学校の教員組織（教職員組合）も制度維持を望む**

特別支援学校の教員は専門性を持ち、制度が縮小されると職場の存続が不安定になる。→ 教員組織は制度維持を支持しやすい。

⑤ **保護者の一部は特別支援学校を望む**

特に重度の障害のある子どもの保護者は、・医療的ケアが充実・専門性の高い教員・安全性が高い・通常学級では支援が不十分という理由で特別支援学校を選ぶことが多い。→ 制度を急に変えると混乱が大きい。

◆ **誰が得をするのか？**

得をする主体

文部科学省（制度維持で権限・予算が安定）

自治体（通常学級の改革負担を回避）

特別支援学校の教員（職場の安定）

一部の保護者（現行制度の方が安心）

つまり、制度を維持したい主体が多い。

◆ **誰が損をするのか？**

損をする主体

通常学級で学びたい障害のある子ども

インクルーシブ教育を望む保護者

国際基準に沿った教育を求める人々

障害者団体（特に自立生活運動系）

国連は「分離教育は人権侵害」と明確に述べているため、国際的には日本の制度は批判されやすい。

◆ 誰の策略なのか？

これは「陰謀」ではなく、官僚組織・自治体・教育現場の利害が一致した結果としての政策的選択と理解するのが正確です。つまり：文科省が制度維持を望む自治体も望む教員組織も望む一部保護者も望むこれらが重なり、“general education system” を意図的に広く訳すことで、国連の批判をかわす戦略が生まれた。

◆ まとめ：日本政府の反論は「制度維持のための政策的戦略」

国際基準では→ general education = 通常教育→ special education = 別体系。日本政府は→ 特別支援学校も「一般教育制度」に含める→ 分離教育ではないと主張するための訳語操作。得をするのは→ 文科省、自治体、教員組織、一部保護者。損をするのは→ 通常学級で学びたい障害児、インクルーシブ教育を求める人々。戦略というより→ 官僚組織と制度の自己防衛。分離教育である。インクルーシブ教育の基準を満たしていないということが明確になる。→ 日本政府としては避けたい。

日本の訳は「中立」ではなく、**政策的に意図**されたもの。国際標準の意味。→ general education = mainstream education（通常教育）→ special education は別体系
日本の訳「教育制度一般」→ 特別支援学校も含めるための意図的な訳→ 国際的な意味とはズレている。結論から言うと、日本政府の公式反論文書は国連障害者権利委員会の「分離教育」批判に対して、特別支援学校を正当化するための体系的な反論であり、その背景には日本の特別支援学校制度の歴史的形成（戦後の「分離モデル」）が深く関係しています。

◆ ① 日本政府の公式反論文書（国連への回答）

日本政府が国連障害者権利委員会に提出した反論は主に以下の文書です：

● 「日本政府報告書（CRPD 第2回政府報告）」2022年

● 「総括所見に対する政府見解」2023年（外務省・文科省）

● 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」文科省

これらの文書で政府が繰り返し主張しているのは次の点です。

◆ 日本政府の主張の核心（要点）

1. 特別支援学校は「分離教育ではない」

政府は次のように述べています：特別支援学校は障害のある児童生徒の教育を保障するための制度であり、インクルーシブ教育システムの一部である。つまり、特別支援学校＝インクルーシブ教育の構成要素という独自の立場。

2. 日本の制度は「多様な学びの場」を提供している。政府は次のように説明します：

通常学級

通常の学校の特別支援学級

通常学級の通級指導

特別支援学校

これらを「多様な選択肢」と呼び、分離ではなく「柔軟な支援」だと主張。

3. 国連の「分離教育」批判は日本の実情を反映していない。政府は次のように反論します：
日本の特別支援学校は国際的な「隔離」モデルとは異なる。しかし、国連は明確に「分離教育」と認定しているため、ここは国際基準とのズレが大きい部分。

4. “general education system” の訳を「教育制度一般」とする理由。政府文書では明確に書かれていませんが、文科省の説明資料では次のような立場が示されています：日本の学校教育法では「学校」はすべて同じ枠組み。特別支援学校も「学校」なので一般教育制度に含まれる。だから “general education system” を「教育制度一般」と訳す。これは 国際標準の意味（mainstream education）とは異なる解釈。

◆ ② 日本政府の反論の「意図」

この反論には明確な政策的意図があります。

1. 特別支援学校制度を維持したい（官僚組織の自己防衛）

文科省は特別支援学校を「日本独自の優れた制度」と位置づけてきた

国連基準に合わせると制度改革が必要

予算・人事・権限が大きく動く→ 官僚組織としては避けたい

2. 自治体が特別支援学校に依存している

通常学級の支援体制が弱い

特別支援学校が「受け皿」になっている→ 自治体は現行制度が楽

3. 特別支援学校の教員組織の利害

専門性を持つ教員の職場が安定。制度縮小は不安→ 教員組織は制度維持を支持

4. 一部保護者のニーズ

医療的ケア

安全性

専門性

→ 特別支援学校を望む保護者もいる

5. 国連基準に従うと「通常学級中心」へ大改革が必要

合理的配慮の大幅拡充

教員研修の抜本改革

学校施設の改修

→ 財政負担が巨大

総合すると：特別支援学校制度を維持したい主体が多いため、“general education system” を広く訳して国連の批判をかわす戦略が採られている。

◆ ③ 日本の特別支援学校制度の歴史的背景（なぜ「分離モデル」になったのか）

◆ 戦前：盲学校・聾学校は「慈善・保護」の施設

1900年代初期：盲学校・聾学校在設立

目的は「職業訓練」「保護」通常教育とは別体系

◆ 戦後（1950～70年代）：障害児教育の「分離モデル」が確立

1950年代：特殊学級の拡大。通常学校の中に「特殊学級」が設置。しかし支援は限定的

1979年：義務制化（画期的）

「盲学校・聾学校・養護学校」が義務教育化。これにより「障害児は特別な学校へ」という流れが強化→分離教育が制度として固定化

◆ 1990～2000年代：国際的インクルーシブ教育の流れ

UNESCO「サラマンカ声明」（1994）→障害児は通常学級で学ぶべき

欧米は通常学級中心へ移行。しかし日本は：特別支援学校を拡充。特別支援学級も増加→分離教育がむしろ強化。

◆ 2007年：学校教育法改正で「特別支援学校」へ名称変更。盲・聾・養護学校を統合。

「特別支援学校」として再編。文科省は「インクルーシブ教育の一環」と説明。しかし実態は：→分離教育の再強化（国連は批判）

◆ 2010年代～現在：国連からの継続的批判

国連障害者権利委員会は日本の制度を「segregated（分離）」と明確に指摘。日本政府は反論。しかし国際基準とのズレは拡大

◆ まとめ：日本政府の反論と歴史的背景の関係

日本の特別支援学校制度は戦後の「分離モデル」が基盤

国際基準（通常学級中心）とは構造的に異なる

国連は「分離教育」と批判

日本政府は「分離ではない」と反論

そのために “general education system” を広く訳す→制度維持のための政策的戦略

以上